

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体と伊勢原市（以下「市」という。）が協働して行う伊勢原市市民協働事業（以下「協働事業」という。）の提案制度について、他の条例に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働事業 市民活動団体と市が、同じ目的に向かって、対等な立場で互いの役割及び責任を分担し、補完・協力して行う次に掲げる事業の総称をいう。
 - ア 市民提案型協働事業 市民活動団体が自ら提案する協働事業
 - イ 行政提案型協働事業（一般型） 市がテーマ、計画、事業等の概要をあらかじめ示し、これを基に市民活動団体が事業提案又は参画提案する協働事業
 - ウ 行政提案型協働事業（専門型） 高い専門性が必要となる事業について、高い専門性を持つ市民活動団体に対し、市が直接、テーマ、計画、事業等の概要を示し、それを基に市民活動団体が事業提案又は参画提案する協働事業
- (2) 市民活動 市民の自主的な参加により自立的に行われる活動であり、営利を目的とせず、市民生活の向上や課題解決などにより地域社会に貢献する活動をいう。
- (3) 地域貢献活動 企業や大学等が営利を目的とせず、市民生活の向上や課題解決等により地域社会に貢献する活動をいう。
- (4) 市民活動団体 次に掲げる団体で市民活動又は地域貢献活動を行う団体をいう。
 - ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）で法人として認証された特定非営利活動法人
 - イ 法人格を持っていない任意団体等で、営利を目的とせず、自発的に幅広く活動を進めている団体
 - ウ 地域住民で構成され、自治会等の地域活動の拠点となる組織
 - エ 小学校、中学校、高等学校等の教育機関又は大学等の教育・研究機関
 - オ 社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人等の公益法人
 - カ 企業又は商店等の民間の事業者
 - キ 商店会、商工会、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の団体
 - ク その他市長が認める団体

(提案団体の要件)

第3条 協働事業を提案することができる市民活動団体は、原則として、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、行政提案型協働事業（専門型）の場合は、この限りでない。

- (1) 5人以上の団体で、構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 活動拠点が市内にあること。
- (3) 運営に関する規則、定款、規約、会則その他これに類するものがあること。
- (4) 適正な会計処理が行われていること。

(対象事業)

第4条 提案の対象となる協働事業は、市民活動団体が自ら設定した課題又は市が設定した課題

に基づく協働事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民が受益者となる公益的な事業であること。
- (2) 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性をいかした事業であること。
- (3) 市民活動団体と行政の役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- (4) 協働事業の実施年度において、市の補助金、利子補給金その他給付金の対象となる事業でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案することができないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治、宗教又は選挙に関する活動を目的とするもの
(実施期間)

第5条 協働事業の実施期間は、単年度とする。ただし、毎年度、市の審査を経ることにより、継続して事業を実施することができる。

(提案の手続)

第6条 協働事業の提案をしようとする市民活動団体(以下「提案団体」という。)の代表者は、伊勢原市協働事業提案書(第1号様式。以下「提案書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、行政提案型協働事業(専門型)については、第4号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 団体概要(第2号様式)
- (2) 協働事業実施計画書(第3号様式)
- (3) 協働事業収支予算書(第4号様式)
- (4) 提案団体に関する書類で次に掲げるもの
 - ア 規則、定款、規約、会則その他これに類するものの写し
 - イ 会員、構成員の名簿の写し
 - ウ 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

(担当課の決定)

第7条 市長は、前条に規定する提案書が提出された場合、提案書の内容に関連する課等を担当課として定めるものとする。

2 担当課は、市民協働主管課とともに提案団体との協議及び調整を行うものとする。

(審査)

第8条 市長は、提案書の内容が協働事業に適するかどうかの審査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、協働事業の採択又は不採択を決定し、その旨を伊勢原市協働事業採択・不採択決定通知書(第5号様式)により当該提案団体の代表者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により決定された提案について、提案団体の名称、代表者氏名、事業の概要並びに審査及び選定の結果を公表するものとする。

(協定書の締結)

第9条 前条の規定により提案した協働事業を採択された提案団体(以下「協働団体」という。)

の代表者及び市長は、協働事業の実施に向けて協議し、事業実施についての基本的な事項、役割分担等を明示した協定書を締結するものとする。

(事業の変更等)

第10条 協定書を締結した協働団体の代表者は、当該事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、伊勢原市協働事業変更(中止・廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(状況確認及び調査)

第11条 市長は、協働事業実施期間中において、事業の進捗状況について状況確認し、又は調査を行うことができるものとする。

(経費負担)

第12条 第9条に規定する協定書に基づく協働事業の実施に係る市の負担額は、市が定める予算の範囲内とする。

(備付帳簿等)

第13条 協働団体の代表者は、事業に係る必要な帳簿及び領収書等、事業の経費負担を確認できる書類を整備しておかなければならない。

(報告書の提出)

第14条 協働団体の代表者は、事業が完了したときは、事業完了後1か月以内に、伊勢原市協働事業完了報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 伊勢原市協働事業収支決算書(第8号様式)
- (2) 市が経費の一部を負担した場合は、協働事業の実施に要した費用の領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(事業評価シートの作成)

第15条 前条に規定する報告書の提出後、協働団体と担当課は協議の上、担当課が定める事業評価シートを作成し、市長へ提出するものとする。

(事業の結果の公表)

第16条 市長は、前条の規定により事業評価された協働事業について、協働団体の名称、代表者氏名並びに実施した事業の概要及び成果等を公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。